

し尿手数料の賦課誤りについて

この度、し尿処理手数料と賦課人数の確認をした際、令和3年9月15日（水）にし尿手数料の賦課誤りが確認されました。

し尿手数料の管理はもとより、市の債権管理適正化の観点からもご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げますとともに、今後このようなことがないように、再発防止に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

- | | |
|----------|---------|
| 1 賦課誤り件数 | 1人（2件） |
| 賦課誤りの金額 | 33,000円 |

2 原因

令和2年9月15日、同年10月からのトイレ使用開始に伴い、し尿処理手数料台帳異動申請を受理し、内容を管理システムへ入力する際、1人世帯であるにもかかわらず計算対象数を「11人」と誤って入力いたしました。

これにより、対象者に対し、令和2年度の2期分(11月分～3月分)を本来1,500円のところ16,500円を請求し、令和3年度の1期分(4月分～9月分)は1,800円のところ19,800円を請求いたしました。

3 対処

対象者を直接訪問し、経過の説明とともにお詫びしました。

過徴収分にあつては、還付手続きを行い、支払われる前の請求書については回収し、正しい請求書をお渡ししました。

4 再発防止策

今回の賦課誤りはシステム入力の際のミスであり、入力後は別の職員によりシステムへ正しく反映されているかの確認作業を必須とします。

5 問い合わせ先

三浦市 都市環境部環境課 電話 046-882-1111(内線 298)